

【観光を目的とした短期滞在査証】

2022年10月

A. 該当するケース

申請人自身が企画した旅行のため渡航する場合

B. 提出書類（各書類の詳細は、[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00898.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html)）

※は当館 HP でダウンロード可

- ① パスポート（要署名）
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）

☞ 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、以下の③と④は不要

- ③ 出生証明書（PSA で1年以内に発行されたもの）

**【併せて提出する書類】**

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

- ④ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの）

**【併せて提出する書類】**

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

- ⑤ 滞在予定表※

〔申請人が費用を一部又は全部負担する場合〕

- ⑥ 預金残高証明書
- ⑦ 納税証明書（フィリピン内国歳入局：指定様式 2316。写し可）

〔フィリピン在住の身元保証人が費用を一部又は全部負担する場合〕

- ⑧ 身元保証書※
- ⑨ 申請人と身元保証人との関係を証明する資料（出生証明書等）
- ⑩ 預金残高証明書
- ⑪ 納税証明書（フィリピン内国歳入局：指定様式 2316。写し可）